

由布市公告第14号

由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による事業者の選定について、次のとおり公告する。

令和6年6月18日

由布市長 相馬 尊重

1. 業務の目的

本業務は、「第二次由布市総合計画」及び「第2期由布市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和7年度をもって最終年を迎えることから、当該計画期間の施策の総括を行うとともに、由布市における人口、産業等の現状を分析し、社会情勢の変化及び将来展望を踏まえた次期計画を策定する必要がある。

総合計画（基本構想・基本計画（総合戦略））・総合戦略の策定について、より実効性のある市政運営の指針とするため、また市民に向けてまちづくりのビジョンを明確に示すためにも両計画を統合した一計画として整理した計画を策定するものとする。

また、当該業務で策定された総合計画及び総合戦略の各種データは、当該業務終了後、既に全庁に導入している行政経営システムの計画管理機能へ事業・指標等を登録し、進捗管理、事業の評価、予算編成等を効率的に行い、住民サービスの向上に向けた事業を実施していくことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託

(2) 業務内容

別紙 由布市第三次総合計画及び第3期総合戦略策定等支援業務委託仕様書及び同実施要領（以下それぞれ「仕様書」、「実施要領」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 提案上限額

12,461,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積金額が提案上限額を超えた場合は失格とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 仕様書第5条に規定する受注者資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 当該プロポーザル公示日現在、由布市において、当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ本プロポーザル実施の公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 参加企業又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 次に掲げる団体でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - ③ 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
- (8) 平成31年4月1日以降において、本業務と同種又は類似の委託業務について、他の地方公共団体から直接受託した実績を有していること。
- (9) 由布市内で業務進捗や業務内容等に関する打ち合わせが迅速かつ円滑に対応でき、緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

5. スケジュール

No.	項目	期間等
1	参加募集開始	令和6年6月18日(火)から
2	質問書受付期限	令和6年6月25日(火)17時まで
3	質問書に対する回答	令和6年6月27日(木)
4	参加申込書提出期限	令和6年7月2日(火)17時まで
5	参加資格審査結果通知書兼 企画提案書等提出依頼書送付	令和6年7月5日(金)
6	企画提案書等提出期限	令和6年7月16日(火)17時まで
7	一次審査結果通知	令和6年7月22日(月)予定
8	二次審査プレゼンテーション	令和6年7月29日(月)予定
9	二次審査結果通知	令和6年8月2日(金)予定

6. 実施要領等の交付

(1) 交付方法

由布市公式ホームページの当該プロポーザル公告専用ページからダウンロード
由布市公式ホームページ Top ページURL：<https://www.city.yufu.oita.jp>

(2) 交付期間

令和6年6月18(火)～7月2日(火)17時まで

(3) 交付資料

- ① 実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式(第1号～第7号)

7. 参加申込及び参加資格の審査

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に定めるところに従い、参加申込書（様式第2号）等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

提出期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出期限

令和6年7月2日（火） 17時まで

(2) 提出場所

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市総合政策課企画調整係（由布市役所 本庁舎 2階）

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 会社概要書（様式第3号）
- ③ 業務実績書（様式第4-2号、第4-2号）
- ④ 業務実施体制調書（様式第5-1号、第5-2号）
- ⑤ 会社・法人の登記事項証明書（発行後3ヵ月を経過していない原本）

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したものに限り。

(5) 提出部数 1部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した者について、提案資格を満たす者か確認をし、参加資格審査結果通知書（兼企画提案書等提出依頼書）を令和6年7月5日（金）までに電子メールにて通知する。

※企画提案書等提出依頼書は、提案資格を満たすもののみへ送付する。

(7) 辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を令和6年7月16日（火）17時までに提出すること。

8. その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) プレゼンテーション時において、プロジェクター及びスクリーンは由布市にて準備を行う。それ以外の機材を使用する場合は事前に連絡すること。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。

- (6) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する審査、説明、報告等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用や複写できるものとする。
- (7) 提出された書類は、提出者の正当な利益が害されるおそれがあることから、提出者の許諾無しに情報公開等の開示をしない。
- (8) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。
- (10) 審査等の結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。
- (11) その他、プロポーザルに関する詳細な規定等は、仕様書、実施要領及び各様式を参照のこと。

9. 問合せ先

由布市総合政策課 企画調整係

担当：佐藤

TEL：097-582-1158